

議案第 1 号

四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例

四万十町公営住宅条例（平成 18 年四万十町条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第42条第5項中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に指定されている間、第2条第1号に規定する公営住宅への入居について、入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、第6条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。